

「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」開催要綱

1 目的

令和7年2月26日からの大船渡市林野火災における原因調査等も踏まえつつ、消防活動等の検証を行い、今後取り組むべき火災予防、消防活動、装備・技術等の充実強化のあり方について検討を行う。

2 名称

本検討会の名称は、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）とする。

3 検討会

- (1) 検討会は、座長及び委員をもって構成する。
- (2) 消防庁次長は、座長及び委員を委嘱する。また、消防庁次長は、オブザーバーの検討会への参加を認めることができる。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

4 任期

座長及び委員の任期は、委嘱の日から本検討会の運営期間までとする。

5 議事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に検討会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

6 雑則

- (1) 検討会の庶務は、総務省消防庁総務課及び農林水産省林野庁森林整備部研究指導課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定める。
- (3) 検討会は、原則として非公開とする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合はこの限りではない。

付 則 この要綱は、令和7年4月11日から施行する。